

総 行 女 第 25 号  
令和 8 年 7 月 24 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理  
に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）の施行に伴い、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）の規定が改正され、本日公布されました。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 6 では、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するため、職員であった者による再就職の届出について条例で必要な規定を設けることができることとしているところです。貴団体が同条に基づき、職員官房令第 10 条又は役員官房令第 9 条に類似する規定を設けている場合には、今回の改正の趣旨を十分ご理解の上、所要の措置を講じていただくようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。なお、一斉通知・調査システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室 寺師、江村  
電話：03—5253—5546（直通）

## 職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の概要

令和 8 年 7 月  
内閣人事局退職管理第一係

### 1 改正趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）の規定を改正する。

具体的には、職員官房令第 10 条及び役員官房令第 9 条に規定する内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額（65 万円）と、同法第 86 条第 1 項第 1 号に規定する基礎控除の額（58 万円）に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ又は同項第 2 号に規定する額（37 万円）を加算した額（95 万円）の合計額（160 万円）と規定しており、既に当該額について定める規定が複雑化しているところ、改正法附則第 101 条により、令和 10 年分以後、これらの額は全国消費者物価指数の変化率に応じて 2 年ごとに見直すこととされたことを踏まえ、届出制度の安定性を確保するため、以後、職員官房令及び役員官房令の規定については、所得税法及び租税特別措置法を引用せずに定額（現行の額である 160 万円）を直接規定することとする（当分の間、給与所得控除額ないし基礎控除の額の見直しにかかわらず、当該額は固定することとする予定）。

### 2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

○内閣官房令第八号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第三十三条第四号及び行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十九条第二号の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後                                                                                                                                      | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）</p> <p>第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、百六十万円とする。</p> | <p>（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）</p> <p>第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第</p> |

一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第二条 行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後                                                                                                                                     | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）</p> <p>第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、百六十万円とする。</p> | <p>（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）</p> <p>第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。</p> |

附 則

この内閣官房令は、令和八年十月一日から施行する。